

投票できる人

太田市長選挙

次の3点全てに該当する人

- ①平成15年4月12日以前に生まれた人
 - ②令和3年1月3日以前に太田市に住民票が作成された人
 - ③選挙人名簿に登録されている人
- ※転入者については、令和3年1月3日以前に太田市に転入届を出した人が対象です。

注意

令和3年3月23日以降の市内転居者は、転居前の投票所で投票してください。
投票日までに市外に転出した人は投票できません。

入場券を郵送します



投票所入場券ははがきで、世帯ごとの連記式です。投票に行くときは、ご本人様分を切り離してお持ちください。
※万一届かない場合や破損、紛失した場合でも、運転免許証などにより本人確認ができれば投票できますので、当日、投票所係員へ申し出てください。
※3頁に入場券の見本を掲載していますのでご覧ください。

投票所の確認



投票日には入場券に記載されている投票所以外では投票できませんので、よく確認してご来場ください。
※2・3頁に全投票所の地図を掲載しています。なお、前回の選挙から変更となった投票所には「**変更**」と書かれています。

投票日に投票所へ行けない人へ

期日前投票

投票日に仕事や旅行などで投票できない人、投票日当日は投票所の混雑が予想されるため、新型コロナウイルスへの感染が心配という人は、期日前投票が利用できます。お住まいの地域に限らず、いずれの会場でも投票できます。
※期日前投票所にある宣誓書兼請求書に必要事項を記載し、提出していただく必要があります。
※期日前投票所は、投票日が近くなると大変混雑することが予想されます。

会場	<ul style="list-style-type: none"> ●太田市役所本庁舎2階ラウンジ ●新田庁舎 ●イオンモール太田2階イオンホール
期間	4月5日(月)～10日(土)
時間	【太田市役所本庁舎・新田庁舎】 午前8時30分～午後8時 【イオンモール太田】 午前10時～午後7時
持参する物	投票所入場券

不在者投票

- 病院などに入院・入所中の人
都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所中の方は、施設内で投票ができます。
※詳しくは入院・入所中の施設へお問い合わせください。
- 市外に滞在中の人
仕事や学業などで選挙期間中に市外に滞在している方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票ができます。
※希望者は、事前に太田市選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。郵送でのやり取りに時間を要しますので、早めに請求してください。

投票用紙請求期限 4月7日(水)

●体が不自由な人

投票所に行くことが困難な重度の障がいのある人は、自宅で投票ができる「郵便等による不在者投票制度」があります。
※この制度を利用するときは、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。手続きに時間を要しますので、早めに申請してください。
※郵便等による不在者投票の対象者は下の表をご覧ください。

郵便等による不在者投票制度の対象者

身体障害者手帳	障がい名	障がいの程度
	両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級・2級
戦傷病者手帳	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級・3級
	免疫・肝臓の障がい	1級～3級
介護保険被保険者証	両下肢・体幹の障がい	特別～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別～第3項症
介護保険被保険者証		要介護状態区分 要介護5

代理・点字投票



各投票所では、体が不自由で字が書けない人などに対して、係員が記入内容の秘密を侵すことなく投票を補助します。また、目の不自由な人には点字で投票ができるよう点字器を用意していますので、係員に申し出てください。

選挙公報



候補者の経歴、政見などが掲載された選挙公報を発行します。新聞折り込みで配布するほか、市役所や各行政センターなどに配置します。